

水生生物保全のための水質環境基準導入へ



環境省の中央環境審議会は、水生生物保全を視点とした水質環境基準の設定について、報告案をまとめました。

今まで環境基本法に基づく水質環境基準等については、人の健康の保護や有機汚濁及び栄養塩類による水域の富栄養化防止の観点からの施策に重点がおかれており、水生生物保全を考慮した基準はありませんでした。

このため、2002年1月に経済協力開発機構(OECD)により、水生生物の保全の視点を取り入れた水質目標の導入が勧告され、これを受けて2002年11月に環境大臣から中央環境審議会に諮問されました。

今回の報告案では、基準の性格を以下のように提案しています。

1. 「最大許容濃度」や「受忍限度」ではなく「維持することが望ましい水準」
2. 水生生物の1個体ごとの保護ではなく生物群の維持を可能とするレベルとしての設定
3. 生息している生物種の違いにより分類した上で水域区分ごとに目標を設定

(淡水域:4区分 海域:2区分)

この考えに基づき、全亜鉛・アニリン・カドミウム・クロロホルム・2,4-ジクロロフェノール・ナフタレン・フェノール・ホルムアルデヒドの8物質に関して具体的な水質目標値を提示しています。

資料: 2003年5月14日 環境省 ホームページ EIC ネット

分離分析課 金子圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

